

# 「鳥取県青少年健全育成条例（案）」に対する意見募集結果の概要

青少年・家庭課

## 1 パブリックコメントの募集等

- (1) 募集期間 平成26年5月22日（木）から5月28日（水）まで
- (2) 周知方法 条例案をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに市町村役場窓口で概要チラシを配架した。  
また、報道機関への資料提供、関係団体などへ概要チラシを郵送した。
- (3) 応募件数

ファクシミリ	電子メール	計
3 (2)	2 (2)	5 (4)

※意見件数。応募者数は括弧書き。

## 2 主な意見の内容とそれに対する考え方

### (1) 賛成意見

意見の概要	県の考え方
①改正案に賛同します。	改正案を6月定例県議会に付議する予定です。

### (2) 反対意見

意見の概要	県の考え方
なし	

### (3) その他の意見

意見の概要	県の考え方
②インターネットは手軽で楽しくて便利だが、そこに頼りすぎるのが悪いと思う。小学生も夏休みの自由研究、普段の自主学習でもネット使用が普通となっている。そこまでネットに頼らなくてはならない生活、社会事情に何か疑問を持つ。	○今回の改正で、親子の間に話し合い使用時間を制限するペアレンタルコントロールを適切に行うよう努力規定を明文化している。（趣旨を反映）
③ゲーム機その他の機器の販売業者に指導するよりも、機器製造業者に対して、青少年が被害にあったり、非行に走らないよう製造段階で外すよう勧告できないか。	○インターネットを利用可能な機器の製造を規制するのは、これらの機器を大人も使用していることや、条例が県内のみ効力を有することから不可能ですが、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第19条において、当該機器を販売する際は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むこと等の措置を講じた上で販売しなければならないことが義務づけられています。
④販売事業者に対し、購入者に書面を交付する義務規定は、保護者が購入することが前提の規定のように見える。これだけでは、購入者が青少年自身の場合、その実質的な効力はない。 青少年が中古スマホやゲーム機を保護者に内緒で購入し、Wi-Fi環境を求めコンビニ周辺や友達の家でLINEやゲームをしている。 中古スマホ等の販売店に対し、青少年に対する販売を控えてもらうため、協力義務を盛り込む、少なくとも努力義務が必要。	○インターネットには、世界中の情報を閲覧できたり、表現活動やコミュニケーションの場として利用できるといったメリットがありますので、青少年がインターネットを利用することを一切禁止するのではなく、適切なペアレンタルコントロールのもとで利用することとしています。これは、保護者がインターネットの利用の状況を把握する責務を果たすのが前提ですから、事業者には、青少年に対する販売を控えるよう義務づけするのは適当でないと考えています。
⑤努力義務として「安全に使うための機器設定の技術サポート・相談担当者の設置」を加えて欲しい。	○販売事業者には、現行条例で有害情報等の閲覧防止について必要な情報を提供するよう努力義務規定されていることから、御意見への対応は可能。